

高齢者に関するご相談は「地域包括支援センター」へ！ ～介護・保健・医療・福祉の総合相談窓口です～

「地域包括支援センター」をご存知ですか？
皆さんに活用していただきたく、改めてご紹介いたします！

「地域包括支援センター」はどこにある??

総合福祉施設「としべつ」1階の保健福祉課内にあります。
お気軽にご相談にお越しください。

どのようなことを相談するところ??

- * 福祉サービスについて知りたい。
- * 介護認定のことについて知りたい。
- * 最近、物忘れが気になってきた。
- * 交流や運動ができる場を知りたい。
- * 配食サービスやあんしん電話を利用したい。
- * 日常生活に不安を感じるようになってきた。
- * 老人クラブや町内会の集まりで話をしてほしい！ 等

各専門職が相談に対応します！

- ◇主任介護支援専門員
- ◇社会福祉士
- ◇保健師
- ◇管理栄養士
- ◇歯科衛生士
- ◇作業療法士



【問合せ】保健福祉課地域包括支援グループ ☎82-2780

国税に関する相談は、 電話相談センターをご利用ください



八雲税務署0137-63-2148へ電話します
その後、音声案内で「1」を選びます

相談内容に応じて、次の番号を選びます
国税局の職員が皆さんの相談にお答えします。

- | | |
|---------------------------|----------|
| ①所得税 | ④法人税 |
| ②源泉徴収や支払調書 | ⑤消費税・印紙税 |
| ③個人の譲渡所得・相続税
贈与税・財産の評価 | ⑥その他 |

申告・面接での相談は、事前の予約を！



八雲税務署0137-63-2148へ電話します。
その後、音声案内で「2」を選びます

八雲税務署に繋がります。
「申告・相談で事前に予約したいのですが」
とお伝えください。

詳しくは国税庁ホームページへ ⇒ <https://www.nta.go.jp>

【問合せ】八雲税務署 ☎0137-63-2148

後期高齢者医療制度のお知らせ

～ 制度の見直しについて ～

■均等割の軽減割合が見直しされました

●保険料均等割軽減の割合が、次のとおり見直しされました。

【令和2年度】

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
33万円（かつ、被保険者全員が所得0円） ※年金収入のみの場合、受給額80万円以下	7割軽減
33万円	7.75割軽減
33万円＋（28万5千円×世帯の被保険者数）	5割軽減
33万円＋（52万円×世帯の被保険者数）	2割軽減



【令和3年度】

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
43万円＋10万円×（給与所得者等の数-1）	7割軽減
43万円＋（28万5千円×世帯の被保険者数）＋10万円 ×（給与所得者等の数-1）	5割軽減
43万円＋（52万円×世帯の被保険者数）＋10万円 ×（給与所得者等の数-1）	2割軽減

※給与所得者等とは、以下のいずれかに該当する方となります。

- ・給与等の収入金額が55万円を超える方
- ・公的年金の収入金額が60万円（65歳未満）、125万円（65歳以上）を超える方

●保険料の計算方法（令和3年度）

保険料額は、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と、前年の所得に応じて負担する「所得割額」の合計で計算します。

均等割 【1人当たり保険料】 52,048円	+	所得割 【本人の所得に応じた額】 （令和2年中の所得－最大43万円）×10.98%	=	1年間の保険料 【限度額64万円】 （100円未満切捨）
--	---	--	---	--

- ※ 年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。
- ※ 所得とは、前年の「収入」から必要経費（公的年金等控除や給与所得控除額など）を引いたものです。
- ※ 前年の所得金額により、43万円の控除額が異なる場合があります。

お問い合わせ先

北海道後期高齢者医療広域連合
〒060-0062
札幌市中央区南2条西14丁目
国保会館6階
☎011-290-5601

保健福祉課 保険・医療G
〒049-4308
瀬棚郡今金町字今金17番地の2
今金町総合福祉施設としべつ内
☎82-2780